

平成28年11月2日

介護予防・日常生活支援総合事業 資料

## 二宮町

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)について(案)

# 今日のお話

1. 総合事業の概要と開始に伴う主な変更点  
・・・3～7
2. 介護予防・生活支援サービス事業  
・・・8～39
3. 一般介護予防事業  
・・・40～43
4. 総合事業移行に伴う制度や手続き  
・・・44～62

# 1. 総合事業の概要と開始に伴う主な変更点

# 総合事業の概要

- 介護保険制度改正により、介護予防給付として全国一律の基準により提供されている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が取り組む地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下（総合事業）という。）に移行します。

※二宮町は平成29年3月から実施。

- 既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進します。

# 新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付  
(要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

## 介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

## 包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
  - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

## 任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

## 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス(配食等)
  - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

## 包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営  
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携の推進**
- **認知症施策の推進**  
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援サービスの体制整備**  
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

## 任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

＝平成29年3月から二宮町で実施するサービス等です。

## 介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)

- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

### 訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
- ・多様なサービス

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

### 通所型サービス (第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
- ・多様なサービス

- ①通所介護
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

### その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

### 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

## 一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

## 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

# H29. 3～総合事業開始に伴う主な変更点

- ① 総合事業サービスのみを迅速に利用できる対象者区分『事業対象者』の新設
- ② 介護予防訪問介護と介護予防通所介護が「予防給付」から  
総合事業サービスの「訪問型サービス」と「通所型サービス」に移行する  
(二宮町が指定した事業所によるサービス提供)
- ③ 総合事業サービスのみの利用者を対象に『介護予防ケアマネジメント』を実施
- ④ H29. 3月までに総合事業サービスのみを利用している要支援者のケアプランを切替
- ⑤ H29. 3当初では、総合事業サービスは現在の指定制度による事業所(H29. 2. 28までに介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の指定を受けている事業所)のみが事業参入が可能となり、請求については国保連合会へ事業費を請求するシステムを活用することができる  
(指定に関する新規・変更申請や請求コードの変更手続き等)
- ⑥ 介護予防事業は総合事業の『一般介護予防事業』として実施・充実

## 2. 介護予防・生活支援 サービス事業



# 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業） の利用対象者について

現行の介護予防給付

対象者：要支援1・2

介護予防訪問介護

介護予防通所介護

介護予防訪問看護 等

福祉用具・住宅改修

H29.3以降  
総合事業

対象者：要支援1・2

基本チェックリストに  
よる事業対象者

訪問型サービス

通所型サービス

## 事業対象者とは

- 基本チェックリスト該当者

厚生労働省が作成した25項目の質問に「はい」「いいえ」で答え、その結果で事業対象の基準に該当するか判断する。

※基本チェックリストはH29年2月から実施する予定です。

※64歳以下の第2号被保険者の方は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請行う必要があります。

## 『介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）』 の利用者とは

要支援1・2



事業対象者

注・要介護の方は「サービス事業」を利用できません。

# (参考) 事業対象者の判定基準

## 基本チェックリスト

No.	質問項目	回答 (いずれかに○を お付け下さい)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI = ) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5未満の場合に該当とする。

## 事業対象者の判別方法

次の i から iv までのいずれかに該当する者を、要介護・要支援状態となるおそれの高い状態にあると認められる者として二次予防事業対象者とする

- i 1 から 20 までの項目のうち 10 項目以上該当する者
- ii 6 から 10 までの項目のうち 3 項目以上該当する者  
→運動器の機能が低下
- iii 11 から 12 までの項目のうち 2 項目該当する者  
→低栄養状態
- iv 13 から 15 までの項目のうち 2 項目以上該当する者  
→口腔機能が低下

なお、上記に該当する者のうち、16 の項目に該当する者、18 から 20 のいずれかに該当する者、21 から 25 までの項目のうち 2 項目以上に該当する者については、うつ・閉じこもり・認知機能の低下予防や支援にも考慮する必要がある

10 項目以上  
に該当

運動  
3 項目以上  
に該当

栄養  
2 項目に該当

口腔  
2 項目以上  
に該当

閉じこもり

認知機能

うつ

# 基本チェックリストで事業対象者は拡大するのか？

厚生労働省老健局振興課より

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【9月30日版】(平成26年)より一部抜粋

## ○第1 総合事業の実施に関する総則的な事項

問4 基本チェックリスト該当者は、要支援1・2の認定者よりも心身の状態が軽度の者が含まれると考えられ、基本チェックリスト該当者に既存の訪問介護・通所介護相当のサービスの利用を認めると、結果的に利用者拡大、費用拡大につながる恐れがある。・・・。

(答) 総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業については、現行の要支援者相当を対象者として想定しており、具体的には、何らかの支援を必要として窓口に来た者のうち、生活上の困りごとに対して、基本チェックリストの記入によって事業対象者に該当したものを対象とすることとしている。・・・「要支援認定ではなく、簡易にサービスにつなぐために実施するもの」であることに留意。

## ○第4 サービスの利用の流れ

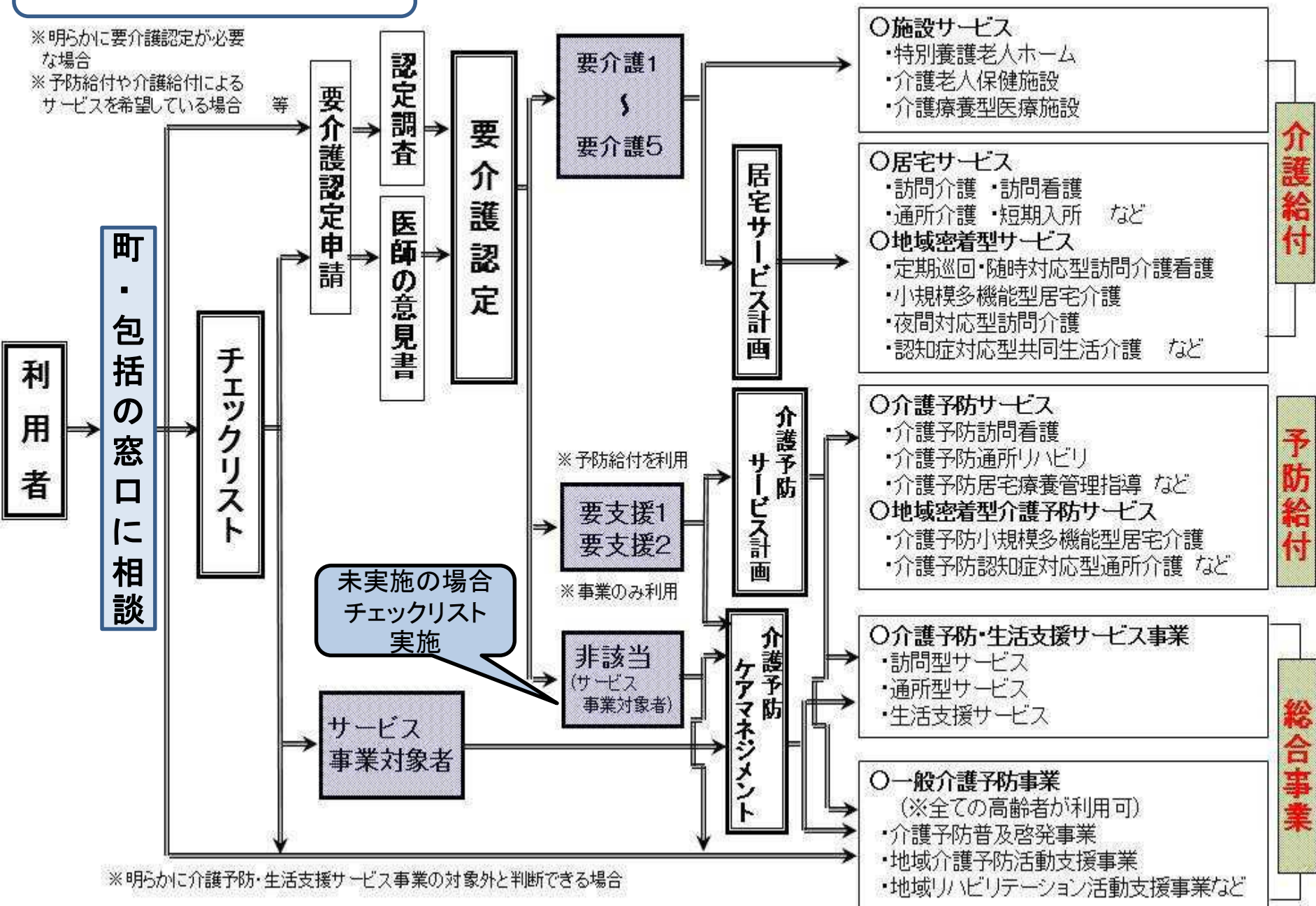
問1 サービス事業は、要支援及び基本チェックリスト該当者の両方が対象となっている。基本チェックリストに該当すればサービスを利用できるため、結果的に利用者が増大してしまうのではないか。

(答) 基本チェックリストにより事業対象者に該当したものを対象とする理由は、訪問型サービス等について簡便に迅速なサービス利用を可能にするためであり、要支援より軽度の者まで対象にすることは想定していないこと等から、利用者の拡大や費用の拡大につながるとは考えていない。また、今回の見直しでは、予防給付と同様に、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントを通じ、利用者の意向や状態等に応じた支援につなげていくこととしている・・・。

「要介護認定等申請を行い、非該当となった場合は、基本チェックリストを実施し、サービス事業の対象（事業対象者）とすることができる。」→このこと等から、利用者が拡大する可能性があると推測しています。

# サービス利用の流れ

※明らかに要介護認定が必要な場合  
 ※予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合



介護給付

予防給付

総合事業

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

# サービス利用までの流れ①

## 相談

- ◆被保険者は、「福祉保険課」「地域包括支援センター」の窓口にご相談します。

## 聞き取り

- ◆窓口では、被保険者から、相談の目的や希望するサービス等を聞き取り、必要な手続きに案内します。  
二宮町では新規の場合、介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業を希望される場合は、まず要介護認定等申請をご案内します。

# サービス利用までの流れ②

## 暫定利用

- ◆前述の要介護認定等申請は、早急に介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望され、認定結果が非該当となる見込みなどの場合にチェックリストを実施することを妨げるものではありません。
- ◆チェックリストで事業対象者となった場合、認定結果が要支援認定で決定し、予防給付サービスを利用することとなった場合でも、暫定利用期間は介護予防マネジメントによる事業利用となります。

## 認定更新

- ◆認定期間が満了し、介護予防・生活支援サービス事業のみの利用が見込まれる場合は、ケアマネジャーと相談しチェックリストで事業を利用いただきます。

# 介護予防ケアマネジメントの対象者

◆要支援者

◆事業対象者

※要支援者で、予防給付によるサービスのみを利用する場合、もしくは予防給付によるサービスとサービス事業の両方を利用する場合は

いままでどおり、「介護予防支援」として扱う。

種類	要支援者 (予防給付のみ)	要支援者 (予防給付＋ サービス事業)	要支援者 (サービス事業 のみ)	事業対象者
介護予防ケア マネジメント	×	×	○	○
介護予防支援 (予防給付)	○	○	×	×



# 介護予防ケアマネジメントの実施主体

- ◆利用者本人が居住する住所地の地域包括支援センターにおいて実施します。
- ◆要支援認定者及び事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントは、従来の介護予防支援と同様、業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することができます。

# 介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等や基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿ったうえで以下のような類型を想定しています。

- ◆ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）※平成29年3月実施（現行相当サービスを利用する場合等に実施します。）現行の介護予防給付に対する介護予防マネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定します。

※モニタリングは、少なくとも3か月毎に行う。

- ◆ケアマネジメントB（簡略化した介護予防マネジメント）  
当該ケアマネジメントの実施につきましては現在検討中です。
- ◆ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）  
当該ケアマネジメントの実施につきましては、現在検討中です。

# 介護予防ケアマネジメントの実施

二宮町

業務委託

二宮町社会福祉協議会  
地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメントに係る請求は、国保連を通じて実施予定。

ケアプラン単価: 430単位  
初回加算 : 300単位  
小規模多機能連携加算 : 300単位  
地域単価: 10.42

介護予防ケアマネジメントの実施  
平成29年3月はケアマネジメントAのみ。  
B, Cについては検討中。

居宅介護支援事業者への委託可能  
※ただし、委託できる事業対象者については条件を検討中。

# 事業対象者の被保険者証のイメージ

(一)				(二)				(三)			
介護保険被保険者証				要介護状態区分等 <b>事業対象者</b>				給付制限			
番号				認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)		平成 年 月 日		内容		期間	
住所				認定の有効期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
フリガナ				居宅サービス等		区分支給限度基準額		住宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		二宮町 地域包括支援センター	
氏名				(うち種類支給限度基準額)		サービスの種類		届出年月日 平成 年 月 日		届出年月日 平成 年 月 日	
生年月日		明治・大正・昭和 年 月 日						届出年月日 平成 年 月 日		届出年月日 平成 年 月 日	
性別		男・女						介護保険施設等		種類	
交付年月日		平成 年 月 日						種類		入所等年月日 平成 年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印				認定審査会の意見及びサービスの種類の指定				名称		退所等年月日 平成 年 月 日	
								種類		入所等年月日 平成 年 月 日	
								名称		退所等年月日 平成 年 月 日	

## 利用限度額

- ◆要支援者が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付と利用限度額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に利用することができます。
  - ◆事業対象者の利用限度額については、予防給付の要支援1の利用限度額と同額とします。
    - 要支援1・事業対象者＝5,003単位
    - 要支援2＝10,473単位
- ※なお、利用限度額の制限を受けるのは、指定事業者のサービスを利用する場合に限ります。

## 利用者負担

介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同率とします。  
事業対象者にも「介護保険負担割合証」を交付します。

# 要支援者の認定更新時の対応について

※認定更新時には、現プランをそのまま継続するのではなく、評価、アセスメントの上で必要なサービスについて、利用者とともに確認してください。

・要支援1で訪問型・通所型サービスのみを利用している方→総合事業へ移行可能→基本チェックリスト または 更新申請 をご案内ください。

・要支援2で訪問型サービスが3回／週程度必要な方、予防給付のサービスを利用している方 → 原則 更新申請 をご案内ください。

※基本チェックリストにより総合事業の利用となる場合もあります。

評価・アセスメントの上で利用者とサービス内容について確認してください。

※認定更新の時期を迎えた方が、ご自身で窓口へ行かれる場合には更新申請や事業対象の受付に関する説明を行っていただき、適切な窓口へのご案内をお願いします。

受付窓口	事業対象者	更新申請
町役場福祉保険課	○	○
包括支援センター	○	○(代行)

# 総合事業と要介護認定について

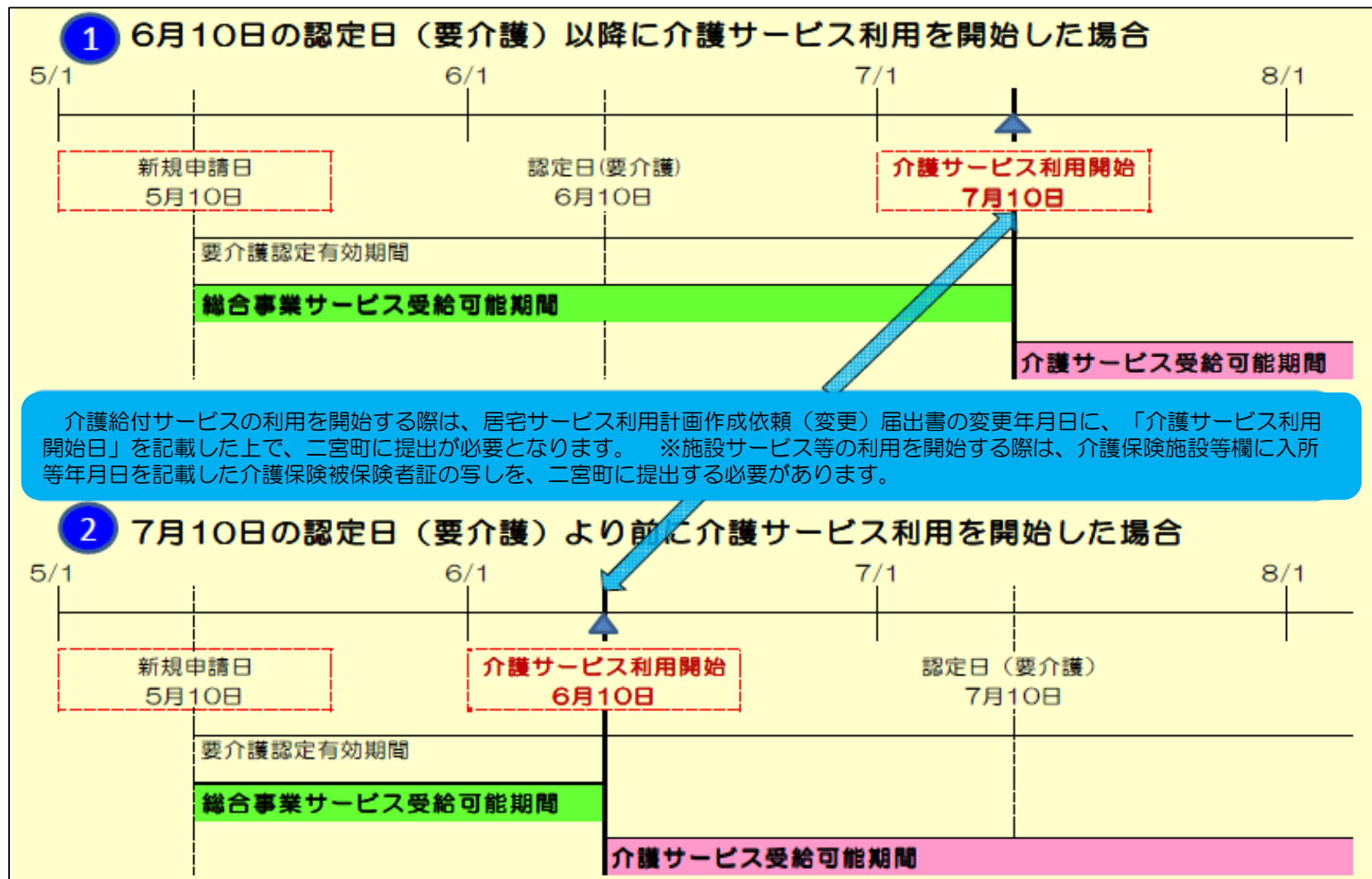
- ◆ サービス事業の利用と並行して要介護認定等申請をすることもできます。ただし、要介護認定者はサービス事業を利用できません。
- ◆ 要介護認定等申請をし、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始した場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されます。
- ◆ 事業対象者としてサービス事業からサービス提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付サービスからの利用を開始するまでの間は、サービス事業によるサービスの利用を継続することができます。
- ◆ なお、要介護認定等申請中に要介護認定の暫定ケアプランによる介護給付サービスを利用している場合は、並行してサービス事業を利用することはできません。
- ◆ サービス事業の利用と並行して要介護認定等申請をし、要介護認定を受けた後、同月の途中でサービス事業から介護給付サービスの利用に変更した場合は、同月末時点で居宅介護支援を行っている事業者が、居宅介護支援費を請求することができます。

# 要介護認定等申請中のサービス利用と費用の関係

- ◆要支援者の場合、予防給付のサービス利用があれば、予防給付費から介護予防ケアマネジメントの介護報酬が支払われます。
- ◆事業対象者又は要支援者で総合事業のサービスのみ利用している場合は、総合事業費から介護予防ケアマネジメントの費用が支払われます。
- ◆要介護認定を受け、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、介護給付によるサービス利用開始以前のサービス事業利用分の報酬は総合事業費より支給されます。

認定結果	給付のみ	給付と総合事業		総合事業のみ
		サービスの種類	支出される費用	
非該当・ 事業対象者	全額自己負担	ケアマネジメント	事業費	事業費
		給付分	全額自己負担	
		事業分	事業費	
要支援	予防給付	ケアマネジメント	予防給付費	事業費
		給付分	予防給付費	
		事業分	事業費	
要介護	介護給付	ケアマネジメント	介護給付費	介護給付費の利用 を開始するまでの分 は事業費
		給付分	介護給付費	
		事業分	介護給付費の利用 を開始するまでの分 は事業費	

# 事業対象者が要介護等認定申請をする場合①





# 事業対象者申請書の取扱いについて

申請書作成中

# 介護予防ケアマネジメント届出について

## 「介護予防サービス計画作成（変更）届出書」を改訂

### 主な変更点

- ① 介護予防サービス計画作成（変更）届出書と介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を併用する。
- ② 新たな届出項目（以下の4つ）を届出書に追加する。
  - ・ 要支援状態区分等
  - ・ 基本チェックリスト実施日
  - ・ 利用を希望するサービス
  - ・ 届出の種別に応じた事業所の区分欄
- ③ 介護予防ケアマネジメント届出書として届出する場合の事業所の区分（地域包括支援センター）を新設する。
- ④ 「変更年月日」欄は、予防給付サービスの利用を可能とするための大事な日付となりますので、「変更年月日」の記載について今まで以上に注意が必要。
- ⑤ 届出書の裏面に注意事項を記載する。

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（案）

届出の区分  新規  変更

① 被保険者氏名  
 〒 被保険者番号  
 生年月日

② 要支援状態区分等  要支援2  要支援1  事業対象（下欄を記入）  
 基本チェックリスト実施日 平成 年 月 日  
 利用を希望するサービス  介護予防給付サービス（ショートステイ・訪問看護・福祉用具貸与等）  
 総合事業（訪問型サービス・通所型サービス等）  
 住所地特別適用被保険者の場合の保険者市町村（ ）

介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）した事業所  
 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター  
 事業所名 事業所の所在地等  
 〒 電話番号

介護保険事業所番号  
 ③ 事業所の区分  介護予防支援事業所  介護予防小規模多機能型居宅介護事業所  
 地域包括支援センター  
 事業所を変更した場合の理由及び変更年月日

④ 変更年月日 年 月 日

介護予防小規模多機能型居宅介護の利用開始月における介護予防サービス等の利用の有無  介護予防サービス等の利用あり（利用したサービス：）  
 介護予防サービス等の利用なし

（届出先）  
 上記のとおり、介護予防サービス計画の作成を依頼したこと又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。  
 年 月 日  
 （被保険者）住所 電話番号  
 氏名 (本人直筆の場合は省略可)

添付書類  被保険者証  資格者証（～ 年 月 日）  再交付申請書

受付	審査	入力	交付/回送	審査	-	-
				入力	-	-
				交付/回送	-	-

暫定居宅サービス計画あり（事業所名）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

## 「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」と「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」の提出について

変更前	変更後	提出書式
事業対象者	要支援認定者	提出済
事業対象者	要介護認定者	居宅
要支援認定者	事業対象者	予防
要介護認定者	事業対象者	予防

※利用者の状態区分が変更になった場合は届出が必要となります。  
要支援認定者で、給付サービスと事業サービスの組み合わせの変更の場合には届出書の提出は不要です。

# 事業対象者が要介護等認定申請をする場合②

## 介護給付サービスを利用開始する場合における届出等

### ①在宅(地域密着)サービス(入居・入所を除く)を利用開始する場合

「介護給付サービスの利用を開始する日」については、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の『変更年月日』に基づきますので、介護給付サービス利用開始時は「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」の提出をお願いします。

## ②施設等に入所・入居(地域密着型を含む)してサービスを利用開始する場合

被保険者証の「介護保険施設等」の欄に、介護保険施設等の種類、名称、入所等年月日を記載の上、提出をお願いします。

(一)		(二)		(三)					
介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	内容	期間			
番号		認定年月日	平成 年 月 日				開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		
住所		(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)					開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		
フリガナ		認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日						
氏名		居室サービス等	区分支給限度基準額	在宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日 平成 年 月 日	届出年月日 平成 年 月 日			
		(うち種類支給限度基準額)	平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり				サービスの種類	種類支給限度基準額	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女						
交付年月日	平成 年 月 日	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定					介護保険施設等	種類	入所等年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印								名称	退所等年月日 平成 年 月 日
								種類	入所等年月日 平成 年 月 日
					名称	退所等年月日 平成 年 月 日			

## 要支援2の方が基本チェックリストを実施する際の注意点

事業対象者は「予防給付の介護予防訪問介護（Ⅲ）・1週に3回以上」に相当する「介護予防訪問型サービス事業費Ⅰ・Ⅱ－3（1週に3回以上）」の利用（算定）はできません。

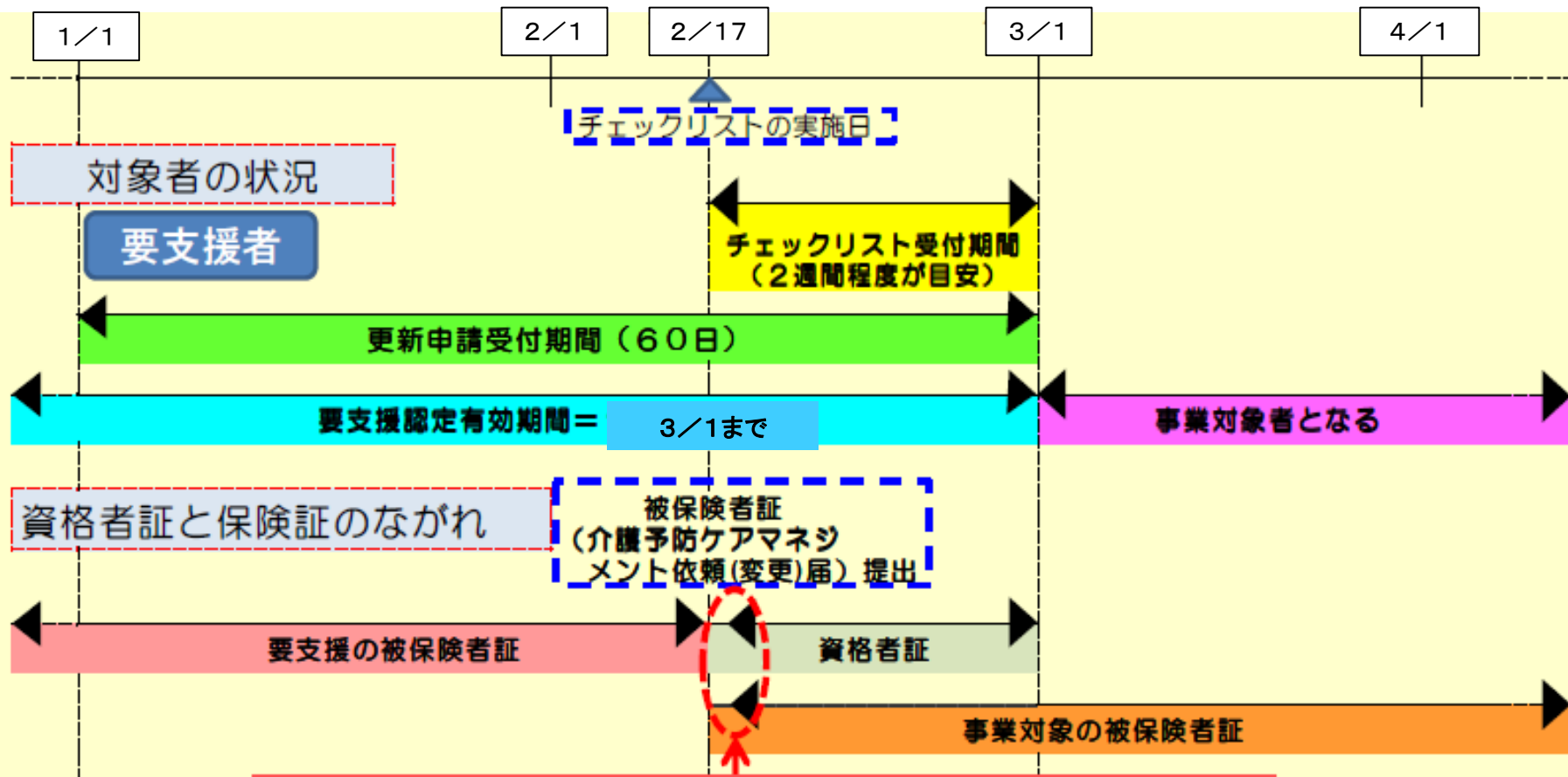
○要支援2認定の方が、要介護・支援認定有効期間の更新時等において、1週に3回以上・介護予防訪問型サービスの利用が必要な場合は、基本チェックリストを実施せず、要介護・支援認定（更新）申請をしてください。

○「介護予防訪問型サービス費Ⅰ・Ⅱ－3（1週に3回以上）」の利用算定は、要支援2の利用者に限ります。

○【利用者限度額（再掲）】

要支援1・事業対象者	=	5,003単位
要支援2	=	10,473単位

## 2月28日の認定有効期間が切れる前に、更新申請を選択せずに基本チェックリストを実施する場合の取り扱い



**資格者証と被保険証の到着までしばらくお待ちください。**

※要支援者の方が事業対象者になる場合は、認定有効期間終了後は介護予防給付サービス（福祉用具貸与やショートステイ等）の利用はできなくなりますので、その旨を利用者様に必ず伝えていただくようお願いします。

# 要介護認定等に係る認定有効期間の見直しについて

総合事業実施後は、更新に係る要介護認定等申請をした場合の認定有効期間が、一律に原則12か月、上限24か月に延長されます。  
二宮町では、平成29年3月1日以降に認定有効期間が開始する被保険者が対象になります。

申請区分等		現行		平成29年3月以降	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3～12か月	6か月	3～12か月
区分変更申請		6か月	3～12か月	6か月	3～12か月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12か月	3～12か月	12か月	3～24か月
	前回要支援→今回要介護	6か月	3～12か月	12か月	3～24か月
	前回要介護→今回要支援	6か月	3～12か月	12か月	3～24か月
	前回要介護→今回要介護	12か月	3～24か月	12か月	3～24か月



## 総合事業における事業所のみなし指定

総合事業の移行にあたって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定を受けたものとみなす。（改正法附則第13条）

**【みなし指定の有効期間】**平成27年4月1日～平成30年3月31日

平成29年3月以前から介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している方（要支援認定者）の総合事業への移行について

平成29年3月までに、総合事業への移行にともないケアプランの見直しを行います。

# 訪問型サービス事業 ※平成28年11月時点

## 類型別の実施事業について

ガイドラインで示された類型	二宮町で実施
予防給付の訪問介護相当	介護予防訪問型サービス (A1コード)
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	検討中
訪問型サービスB (住民主体による支援)	検討中
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	検討中
訪問型サービスD (移動支援)	検討中

# 介護予防訪問型サービス

提供主体	みなし指定等
サービス内容	身体介護＋生活援助
サービス提供の在り方	○訪問介護員による専門的なサービスが必要なケース ○身体介護を必要とするケース
基準	予防給付に準じる
報酬単価	1回につきの報酬...国単価(100%) 週1回程度の利用266単位(1回あたり) 週2回程度の利用270単位(1回あたり) 週2回を超える程度の利用285単位 (1回あたり)  * 地域区分反映

# 介護予防訪問型サービスの留意点

総合事業の開始時に今まで利用していたヘルパーさんを替えることなく利用継続できるように、現在の要支援者（状態像にかかわらず）については介護予防訪問型サービスを利用することができます。

一方、新たに事業対象者となる方・比較的軽度の要支援の方については、機能の向上、生活手段の検討と併せ、いまいちどのご家族等の協力、民間市場サービス、ボランティア活動などの活用を検討することになります。ケアマネジメントの結果により介護予防訪問型サービスの利用も可能です。

利用者様の希望とケアマネジメントにより、ご相談ください。

# 介護サービスについて

二宮町では、今後数年の間に人口減少が見込まれています。一方で、人口の高齢化の進展はしばらく続くことが見込まれ、要介護認定等を受けられるなど、日常生活に何らかの支障を生じる方が増えていくことが見込まれます。また、若年人口は減少傾向にあり、専門的な介護の担い手も増やしていくことが難しい状況が見込まれています。

専門的な支援が必要な重度の要介護者等へ重点的なケアが提供できるような体制作りが必要です。介護保険サービスだけに頼るのではなく、様々な方法で二宮らしい生活が送れるよう、民間市場サービスの情報整理や隣近所のつながりの強化、ボランティア活動の支援などに併せて取り組んでいきます。

# 通所型サービス事業 ※平成28年11月時点

## 類型別の実施事業について

ガイドラインで示された類型	二宮町で実施
予防給付の通所介護相当	介護予防通所型サービス (A5コード)
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	検討中
通所型サービスB (住民主体による支援)	検討中
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	検討中

# 介護予防通所型サービス

提供主体	みなし指定等
サービス内容	予防給付の介護予防通所介護と同様のサービス
サービス提供の在り方	○すでにサービスを利用しているケース や自立支援に向けたサービスの利用が必要なケース ○生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで心身等の改善・維持が見込まれるケース 身体介護を必要とするケース
基準	予防給付に準じる
報酬単価	1回につきの報酬...国単価(100%) 事業対象者・要支援1 1月の中で全部で4回まで378単位 (1回あたり) 事業対象者・要支援2 1月の中で全部で5回から8回まで389単位 (1回あたり)

# 3. 一般介護予防事業



# 一般介護予防事業

## ～介護予防の拠点となる『通いの場』づくり～

平成28年度まで

○心身の状況で分けた事業形態

○講座に参加するときだけの介護予防の実践



☆住民主体の運営

☆多様な形態

☆そこに行けば人との交流ができる

☆体を動かす(運動する)機会がある

☆生きがいや社会的な役割を持てる場所

☆身近な地域で通いの場が増え、参加しやすくなる

# 総合事業移行とともに変わる事業①

平成29年2月28日まで

◎一次予防事業

○地域ミニデイサービス

- 在宅の高齢者を対象に高齢者相互の親睦や健康増進を図る事業
- 地区社協に補助
- 月に1～2回の開催
- 対象は介護認定要件や年齢など地区ごとに設定

# 総合事業移行とともに変わる事業②

平成29年3月1日から

◎一般介護予防事業

○住民主体の運営による『通いの場』に対する支援

- 高齢者が生きがいや社会的な役割を持てる『通いの場』を地域の介護予防の拠点として増やす
- 『通いの場』で実施する活動内容、日数に応じた支援
- 対象は65歳以上の方を中心にすべての世代
- 要介護認定等の有無は問わないが、住民運営で対応可能な方

# 4. 総合事業移行に伴う 制度や手続き

# 利用者負担に関する制度について①

## 利用者負担軽減制度相当事業の実施について

指定事業者による総合事業サービスの利用者負担に対して、介護給付・予防給付における利用者負担額の軽減制度に相当する以下の事業実施を検討しています。

- 高額介護（予防）サービス費相当事業
- 高額医療・介護合算制度相当事業
- 社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担額軽減相当事業
- 二宮町介護保険利用者負担額助成相当事業

# 利用者負担に関する制度について②

## 給付制限と同様の措置について

総合事業の利用について、保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時にとられる給付制限と同様の措置については、当面、適用しません。

なお、要支援者が予防給付のサービスを受けた時にとられる給付制限については、従来通り適用します。

	予防給付	総合事業
要支援者	給付制限あり	給付制限なし
事業対象者		給付制限なし

# 介護予防・日常生活支援総合事業における 公費の取り扱いについて

生活保護受給者が、総合事業の指定事業所によるサービスを利用する場合の利用者自己負担分については、介護扶助（公費負担）として給付を行います。

なお、生活保護以外の公費負担のうち、中国残留邦人に支給される給付費については、生活保護における介護扶助費の取り扱いに準じた形となります。

また、原子爆弾被爆者に対する公費助成について、総合事業実施に伴う助成範囲には、介護予防訪問型・通所型サービスが対象となります。

# 総合事業実施の際の法人の定款の変更について

法人が、初めて総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を運営することとなった場合で、定款の目的・事業の記載から、総合事業の各第一号事業を行うことが読み取れない場合→定款の目的・事業の変更が必要となります。

## 《指定申請時の定款に関する注意点》

すでに「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載があれば、そのまま「みなし指定」となるため、総合事業の指定申請書類として定款の目的・事業の変更を求めることはありませんが、みなし指定の有効期間以降は、事業者は二宮町が定める指定基準により指定の更新を受けなければならず、この指定更新までに定款への記載をしておく必要があります。

(※1)平成27年4月1日以降、介護予防サービスの新規指定を受けた場合には、みなし指定の対象とはならないため、総合事業を実施するためには総合事業についての新規指定が必要となり、定款の目的・事業の変更も必要となります。

(※2)平成30年3月31日までは、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」と総合事業を併用して実施する可能性があります。

(※3)定款の変更にあたっては医療法人、社会福祉法人等はそれぞれを所管する部署へ確認が必要です。

## 《参考：新総合事業の記載例》

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」（介護保険法第115条の45第1項）
- 「第一号訪問事業」（介護保険法第115条の45第1項イ）
- 「第一号通所事業」（介護保険法第115条の45第1項ロ）
- 「第一号介護予防支援事業」（介護保険法第115条の45第1項ニ）



# 総合事業実施の際の事業所の運営規定・ 契約書・重要事項説明書等の変更について

## ☆運営規定・契約書・重要事項説明書について

法人が、初めて総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を運営することとなり定款を変更した後は、事業所の運営規定・契約書・重要事項説明書等についても作成・変更が必要となります。

### 《サービスの表記を変更》

「介護予防訪問介護」⇒「第一号訪問事業」：介護予防訪問型サービス

「介護予防通所介護」⇒「第一号通所事業」：介護予防通所型サービス

「介護予防支援」⇒「第一号介護予防支援事業」

### 《利用料金・単位数》

月額報酬から、1回あたりの利用料金体系となります。

### 《要介護者向け・要支援者向け書類の切り分け》

要介護者・要支援者向けを区別せずに共用できるように各種書類を作成している事業所は、総合事業の開始に伴い、要介護者用と要支援者・事業対象者用に分けて新たな書式を作成する必要があります。

# 事業対象者の転入・転出について

## 〈事業対象者の転入について〉

事業対象者が他市町村から二宮町に転入する場合、要介護・要支援認定と異なり「事業対象者」としての該当した結果は引き継がれません。総合事業のサービスを希望する場合は、二宮町の窓口で要介護認定等申請をしていただくか、基本チェックリストを実施して事業対象者に該当することが必要です。

## 〈事業対象者の転出について〉

事業対象者が他市町村に転出する場合、要介護・要支援認定と異なり「事業対象者」としての該当した結果は引き継がれません。（受給資格証明書の発行もありません。）引き続き総合事業のサービスを希望する場合は、転入先の市町村が定める手続きが必要になります。

# 町内・町外の相互利用についての整理

- ①住所地特例対象者の総合事業利用について
- ②二宮町内のサービス提供事業所を二宮町以外の市町村(他市町村)の被保険者が利用する場合について
- ③二宮町外のサービス提供事業所を二宮町の被保険者が利用する場合について

# ①住所地利例対象者の総合事業利用について(その1)

## 〈住所地利例とは?〉

介護保険の被保険者は、住所地の市町村が保険者となることが原則ですが、「住所地利例対象施設」に入所・入居することで、その施設の所在地に住所を移した場合、例外として施設入所・入居前の住所地の市町村が引き続き保険者となる制度です。

### 【住所地利例対象施設】

#### ①介護保険施設

(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)

#### ②特定施設

(有料老人ホーム・軽費老人ホーム・対象となるサービス付き高齢者向け住宅)

#### ③養護老人ホーム

# ①住所地利特例対象者の総合事業利用について(その2)

## 〈住所地利特例対象者の見分け方〉

被保険者証を発行している市町村と住所地が異なる市町村であれば、住所地利特例者

(一)		(二)		(三)			
介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	内容	期間	
番号	259-0123 中郡二宮町二宮〇〇〇	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 年 月 日			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
住所		認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
フリガナ		居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)	区分支給限度基準額 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称			
氏名		サービスの種類	種類の支給限度基準額		届出年月日 平成 年 月 日		
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日				届出年月日 平成 年 月 日		
性別	男・女				届出年月日 平成 年 月 日		
交付年月日	平成 年 月 日						
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		介護保険施設等	種類	入所等年月日 平成 年 月 日	
					名称	退所等年月日 平成 年 月 日	
					種類	入所等年月日 平成 年 月 日	
					名称	退所等年月日 平成 年 月 日	

## ①住所地利特例対象者の総合事業利用について(その3)

○住所地利特例対象者は、保険者市町村と施設所在市町村の状況で、受けることができるサービスが異なります。

その場合、住所地利特例対象者は、施設所在市町村の状況に合わせてサービスを利用することになります。

※請求の際は、請求明細書の「住所地利特例欄」にサービスコード等を記載し、請求してください。

○二宮町に居住する住所地利特例対象者（他市町村の被保険者）については、二宮町の総合事業のサービスを利用します。

○二宮町に居住する住所地利特例対象者に対する介護予防ケアマネジメントは、二宮町の地域包括支援センターが行います。

（介護予防支援についてはH27年4月から）

○住所地利特例対象者に対する基本チェックリストは施設所在市町村が実施します。

# 二宮町に居住する住所地特例対象者のサービス利用

## (1) 基本チェックリストにより総合事業を利用する場合

- ①被保険者は、二宮町の窓口又は二宮町の地域包括支援センターで基本チェックリストを実施
- ②基本チェックリストに該当した場合、被保険者は、被保険者証を添付して「介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書」を二宮町福祉保険課に提出
- ③二宮町福祉保険課が、保険者市町村に被保険者証と介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書を送付
- ④保険者市町村は、被保険者証に必要事項を記載し、被保険者へ送付
- ⑤二宮町の地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行う

# 二宮町に居住する住所地特例対象者のサービス利用

## (2) 要支援認定を受けて総合事業を利用する場合

- ①被保険者は、保険者市町村に要支援認定申請をする
- ②保険者市町村は、認定結果を記載した被保険者証を送付
- ③二宮町福祉保険課が、保険者市町村に被保険者証と介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書を送付
- ④保険者市町村は、被保険者証に必要事項を記載し、被保険者へ送付
- ⑤二宮町の地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行う



## ②二宮町内のサービス提供事業所を 他市町村の被保険者が利用する場合について

### ☆予防給付と総合事業の関係

保険者市町村が総合事業を開始し、対象となる利用者が総合事業に移行している場合

⇒【保険者市町村の総合事業】を提供します。

サービスコード、単位数等は、保険者市町村にご確認ください。

※総合事業の実施時期や移行の方法、必要な申請手続きについては、各保険者により取扱が異なるため、他市町村の利用者にサービス提供している場合は、各保険者への確認をお願いします。

# 二宮町外に所在する事業所が、二宮町の被保険者に対してサービス提供する場合

- みなし指定(平成27年3月31日までに指定を受けた事業所)を受けた事業者については、事業所指定等について、特に手続きは必要ありません。
- みなし指定を受けていない事業所については、二宮町への新規指定申請が必要になります。

# 国保連への請求《サービスコード》について

- サービスコード表（訪問型サービス）

## 介護予防訪問型サービス（A1）

みなし指定事業者・・・A1コードを使用

（平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業者）

⇒ A1-2411～

※現行の介護予防訪問介護と同内容。

※加算・減算は、介護予防訪問介護と単位数・項目ともに変わらない。

※地域単価は、事業所の所在地に応じた地域単価となる。

訪問型サービス（みなし）

サービスコード		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
A1	2411	訪問型サービスⅣ（要支援1・2 週1回程度）	266	1回につき
A1	2511	訪問型サービスⅤ（要支援1・2 週2回程度）	270	1回につき
A1	2621	訪問型サービスⅥ（要支援2 週2回を超える程度）	285	1回につき
：	：	：	：	：

# 国保連への請求《サービスコード》について

- サービスコード表（通所型サービス）

## 介護予防通所型サービス(A5)

みなし指定事業者・・・A5コードを使用

(平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業者)

⇒ A5-1113～

※現行の介護予防通所介護と同内容。

※加算・減算は、介護予防通所介護と単位数・項目とも変わらない。

※地域単価は、事業所の所在地に応じた地域単価となる。

通所型サービス(みなし)

サービスコード		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
A5	1113	通所型サービス1回数(要支援1※1月の中で全部で4回まで)	378	1回(につき)
A5	1123	通所型サービス2回数(要支援2※1月の中で全部で5回から8回まで)	389	1回(につき)
：	：	：	：	：
：	：	：	：	：



# 今後のスケジュールについて

- 11月2日 概要説明
- 12月 介護予防・日常生活支援総合事業に関する要綱等の制定
- 平成29年1月 総合事業説明会  
パンフレットの配布・広報掲載  
ケアプラン切替開始
- 2月 事業所指定申請書式HP掲載  
指定申請受付開始  
地域包括支援センター研修会  
請求コードの単位数表マスタのHP掲載
- 3月 介護予防・日常生活支援総合事業開始